

小樽市成年後見制度利用支援事業実施要綱

小樽市成年後見制度利用支援事業実施要綱（令和7年5月15日施行）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市長申立て（第3条～第9条）
- 第3章 申立費用の助成（第10条～第17条）
- 第4章 後見人等に対する報酬の助成（第18条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条・第27条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、小樽市に居住する判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下これらを「対象者」という。）の福祉の向上を図るため、成年後見制度の市長申立て及び成年後見制度の利用に必要な費用を負担することが困難である者に対する助成を行う成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「後見開始等審判」 次に掲げる審判をいう。
 - ア 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
 - イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判
 - ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
 - エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
 - オ 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
 - カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
 - キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判
- (2) 「市長申立て」 次に掲げる規定に基づき市長が行う後見開始等審判の申立てをいう。
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2
- (3) 「親族等」 配偶者及び二親等内の親族をいう。
- (4) 「後見人等」 成年後見人、保佐人又は補助人をいう。

- (5) 「被後見人等」 後見人等が選任された要支援者であって第3条第1項第1号の要件を満たすものをいう。

第2章 市長申立て

(市長申立ての対象者)

第3条 市長申立ての対象となる者は、要支援者であって次の各号のいずれにも該当するもの（以下、この章において「対象者」という。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 小樽市に住所を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく他の市区町村の住所地特例対象被保険者

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条の規定に基づく他の市区町村が行う支給決定を受けている者

(ウ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づく他の市区町村が実施する保護を受けている者

イ 小樽市に住所を有しない者のうち、次のいずれかに該当する者。

(ア) 介護保険法13条の規定に基づく小樽市の住所地特例対象被保険者

(イ) 障害者総合支援法第19条の規定に基づき小樽市が行う支給決定を受けている者

(ウ) 生活保護法第19条の規定に基づき小樽市が実施する保護を受けている者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 親族等がない者

イ 親族等があっても、後見開始等審判の申立てを拒否している者

ウ 親族等があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者

エ 親族等が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者

オ 後見開始等審判の申立てに急を要すると市長が判断する者

2 前項の規定に関わらず、対象者に三親等又は四親等の親族がいる場合であって、当該親族において後見開始等審判の申立てをすることが明らかであるときは、市長申立ては行わないものとする。

(市長申立ての要請)

第4条 要支援者に係る民生委員等の支援者その他関係機関の職員は、対象者と判断される要支援者がいるときは、小樽市成年後見等審判請求の要請書（様式第1号）により、その者の市長申立てを市長に要請することができる。

(調査及び決定)

第5条 市長は、市長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 対象者の親族等の存否
- (4) 対象者の親族等による対象者の保護の可能性及び親族等が対象者に係る後見開始等審判の申立てを行う意思の有無
- (5) 介護保険サービス、障害者福祉サービス等の利用状況及び財産の管理その他の日常生活における支援の必要性
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、市長申立てを含む、対象者の適切な支援方法を検討するため必要に応じて関係者による会議を開催するものとする。

(市長申立ての手続)

第6条 市長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、対象者に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(市長申立てに係る費用負担)

第7条 市長は、市長申立てについて、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、後見開始等審判の申立てに要する費用（以下「申立費用」という。）を負担するものとする。

(申立費用の求償)

第8条 市長は、前条の規定に基づき負担した申立費用について被後見人等への求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、家庭裁判所が被後見人等による申立費用の負担を決定したときは、後見人等を通じ、被後見人等に当該申立費用を求償するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、対象者（被後見人等）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は第1項の申立て又は前項の求償を行わないことができる。

- (1) 生活保護法に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）
- (2) その他の理由により申立費用を負担することが困難であると市長が認める者

4 前項第2号に規定する、その他の理由により申立費用を負担することが困難であると市長が認める者は、別記1に定める全ての要件に該当する者とする。

(親族等への情報提供)

第9条 第5条第1項第4号の調査は、小樽市成年後見等審判請求の要請に対する回答書（様式第2号）により行うものとする。この場合において、市長は、対象者の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族等に提供することができるものとする。

2 前項の情報の提供を行うときには、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び小樽市個人情報保護法施行細則（令和5年2月28日規則第3号）に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

第3章 申立費用の助成

(申立費用の助成の対象者)

第10条 申立費用の助成の対象となる者は、後見人等、被後見人等及び配偶者又は四親等内の親族のうち、被後見人等（本市に居住する）の後見開始等審判の申立てを行った者（以下「申立人」という。）であって、次の各号に掲げる場合において、第12条による交付申請を行った日に、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者（以下、この章において「対象者」という。）とする。

(1) 申立人が被後見人等の場合

生活保護受給者、又はその他の理由により申立費用を負担することが困難であると市長が認める者

(2) 申立人が親族の場合

生活保護受給者、又はその他の理由により申立費用を負担することが困難であると市長が認める者であって、かつ、被後見人等が前号の要件に該当する者

2 前項各号に規定する、その他の理由により申立費用を負担することが困難であると市長が認める者は、別記1に定める全ての要件に該当する者とする。

3 被後見人等が第3条第1項第1号に該当する場合は、本市に居住する者とみなす。

4 前項の規定に関わらず、他の市区町村の助成制度の適用を受ける者であるときは、助成の対象としない。

(申立費用の助成額)

第11条 申立費用の助成額は、次に掲げる費用とする。

(1) 収入印紙代

(2) 郵便切手代（家庭裁判所予納分に限る。）

(3) 診断書料

(4) 鑑定料

(5) 戸籍謄本など申立ての添付書類の交付手数料及び証明手数料

(申立費用の助成の交付申請等)

第12条 申立費用の助成を受けようとする対象者は、小樽市成年後見制度利用支援事業申立費用助成申請書（様式第3号）を後見開始等審判の確定日から原則90日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 後見開始等審判の審判書謄本の写し

(2) 後見等開始の審判確定がわかる書類の写し

(3) 後見人等が家庭裁判所に初回報告で提出した財産目録・後見予算表等の写し

(4) 申立てに要した費用を証する領収書等の写し

(5) 第10条に規定する要件に該当することが確認できる書類

(6) その他確認を要する事項に関する書類

(助成の決定又は却下)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、小樽市成年後見制度利用支援事業申立費用助成決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第14条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

（報告義務）

第15条 申請者は、被後見人等（配偶者又は四親等内の親族が申立てを行った場合は、当該親族を含む。次条において同じ。）の資産状況等に変化があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止等）

第16条 市長は、申立費用の助成を決定した場合において、被後見人等の資産状況等の変化により、第10条に規定する要件を満たさなくなったとき、その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成を中止し、又は助成の金額を変更することができる。

（助成金の返還）

第17条 市長は、偽りその他不正な手段等により助成を受けた者に対し、助成することとした決定の全部又は一部を取り消し、助成した額の返還を命ずることができる。

第4章 後見人等に対する報酬の助成

（報酬の助成の対象者）

第18条 後見人等（四親等内の親族以外の者に限る。以下、この章において同じ。）に対する報酬の助成の対象となる者は、本市に居住し、第20条による交付申請を行った日において次の各号のいずれかに該当する被後見人等（以下、この章において「対象者」という。）とする。

(1) 生活保護受給者

(2) その他の理由により後見人等に対する報酬を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項第2号に規定する、その他の理由により後見人等に対する報酬を負担することが困難であると市長が認める者は、別記1に定める全ての要件に該当する者とする。

3 被後見人等が第3条第1項第1号に該当する場合は、本市に居住する者とみなす。

4 前項の規定に関わらず、他の市区町村の助成制度の適用を受ける者であるときは、助成の対象としない。

（報酬の助成対象期間及び助成金の額）

第19条 報酬の助成の対象期間（以下「助成対象期間」という。）は、家庭裁判所が決定した報酬付与の対象期間のうち、直近の24か月以内とする。

2 報酬の助成金の額は、月を単位として算出するものとし、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とする。ただし、次の各号に掲げる額を上限とする。

(1) 居宅の場合 月額 20,000円

(2) 施設入所等の場合 月額 10,000円

3 前項に規定する施設は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 生活保護法に規定する保護施設

(2) 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設

(3) 老人福祉法に規定する老人福祉施設

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び旧介護保険法に規定する介護療養型医療施設

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所

4 第2項に規定する助成金の額の上限の算定に当たり、助成対象期間の始期又は終期が月の中途である場合は、当該月は日割計算（1円未満の端数は切り捨てる。）により算出するものとし、助成対象期間に、居宅と施設入所等の期間が混在する月があるときは、居宅の基準月額を適用するものとする。

5 対象者が次条による交付申請の前に死亡した場合の報酬の助成金の額は、家庭裁判所が決定した報酬額から対象者の遺留財産（残余の遺留金をいう。）を差し引いてもなお不足する金額とする。ただし、前各項により算出した額を上限とする。

（報酬の助成の交付申請等）

第20条 報酬の助成を受けようとする者は、小樽市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書（様式第5号）を報酬付与の審判日から原則90日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請前に対象者が死亡した場合は、当該対象者の後見人等が前項による交付申請ができるものとする。

3 第1項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 後見等開始の審判書謄本の写し

(2) 後見等開始の審判確定がわかる書類の写し

(3) 報酬付与の審判書謄本の写し

(4) 報酬付与の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録・後見予算表等の写し

(5) 第18条に規定する要件に該当することが確認できる書類

(6) その他確認を要する事項に関する書類

（助成の決定又は却下）

第21条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、小樽市成年後見制度利用支援事業報酬助成決定（却下）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第22条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

（報告義務）

第23条 申請者は、対象者の資産状況等に変化があったときは、速やかに市長に報告しな

ければならない。

(助成の中止等)

第24条 市長は、報酬の助成を決定した場合において、対象者の資産状況等の変化により第18条に規定する要件を満たさなくなったとき、その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成を中止し又は助成の金額を変更することができる。

(助成金の返還)

第25条 市長は、偽りその他不正な手段等により助成を受けた者に対し、助成することとした決定の全部又は一部を取り消し、助成した額の返還を命ずることができる。

第5章 雑則

(実施体制)

第26条 支援事業の実施に当たっては、福祉総合相談室が必要な事務を行うものとする。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月19日から施行する。

(事務取扱)

2 第18条の規定により後見人等に報酬を助成するに当たっては、令和7年4月1日以降に行われた後見開始等審判請求に係る費用から適用する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に申請された申立費用及び後見人等に対する報酬の助成については、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の際現に改正前の小樽市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、これに必要な訂正を加えた上で使用することができる。

別記1 第8条第4項、第10条第2項及び第18条第2項に規定する「その他の理由により申立費用を負担することが困難であると市長が認める者」

- 1 被後見人（第10条第2項においては「申立人」と読み替える。）の属する世帯の年間の総収入の額が、その世帯員を生活保護法の規定による保護を受ける者とみなして生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定する次に掲げる月額を年額に換算した額の1.2倍以下であること。
 - (1) 生活扶助の基準生活費第1類及び第2類の月額
 - (2) 住宅扶助の家賃等の月額
 - (3) 生活扶助の障害者加算の月額
- 2 当該世帯において、居住用の土地及び家屋以外の不動産を所有していないこと。
- 3 当該世帯における預貯金の総額は、単身世帯にあつては150万円を、その他の世帯にあつてはその世帯員の合算で300万円を超えないこと。